仕 様 書

1 件名

「港区平和都市宣言40周年記念冊子」等作成業務委託

2 目的

戦後80年・港区平和都市宣言40周年を迎えるにあたり、年々減少している 戦争体験者の記憶を風化させず後世に伝え続けるため、「記念冊子」及び「冊子へ の関心や興味を促すその他の取組」(以下「その他の取組」という。)に関するも のを作成する。

冊子は、「区内在学・在住の高校生及び大学生や港区平和青年団員経験者を中心とした、若い世代による戦争体験談の聴き取り」を主な内容とし、写真や図表等を用いて分かりやすく紹介することによって、読み手の興味を効果的に引き付けるとともに、平和についての関心を高めていくことを目的とする。また、聴き取りの際に学生が感じた想いや感想等を掲載し、発信することで、若い世代にも身近に感じられるような内容とし、堅苦しい印象ではなく「実際に読まれる」ことを重視した冊子とする。

その他の取組は、多くの人が記念冊子に興味を持つような内容のものを作成する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

インタビュー取材先、挿入資料撮影場所のほか、港区指定場所 ただし、成果品の提出場所は、港区役所4階総務課人権・男女平等参画係とす る。

5 業務内容

(1)全体

発注者との冊子構成の調整、区が指定した候補者の中から取材先の決定および 連絡・調整、全2回の区役所庁舎内でのインタビュアーの研修、聴き取り取材の 実施及び記録(インタビューへの同行)、写真撮影、制作にかかる全ての企画・ 編集業務

(2) 冊子作成

挿入資料写真の撮影及び準備、原稿作成(冊子に手記を掲載する場合、校正を含む)、レイアウト、デザイン作成(ページキャッチコピー案の提案・挿絵の作成等含む)

(3) その他の取組

配布用リーフレットの作成、DVDの作成、ポータルサイトの作成、港区公式アカウント(X, Facebook, LINE等)からの発信支援、港区公式チャンネル(YouTube等)からの発信支援

6 規格

(1) 冊子

B5版 フルカラー 日本語

200ページ前後

※作成の過程でページ数増減の可能性あり。

構成は発注者と協議のうえ決定する。

(2) その他の取組

発注者と協議のうえ決定する。

7 学識経験者による監修

発注者と協議のうえ、学識経験者を監修者として決定し、すべての内容について で実に誤りがないよう、監修者による確認を行うこと。

8 業務実施計画書の提出

受注者は業務実施に当たり、契約締結日から14日以内に、日時、方法、業務 責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得 ること。

9 成果品

受注者は、以下の成果品を令和7年3月31日までに発注者に提出すること。

- (1)業務実施報告書
- (2) 5の(2) および(3) にかかる成果品
- (3)上記(1)及び(2)の電子データ(CD-ROM) 一式 電子データの形式はマイクロソフト製オフィスを使用して作成すること。

10 著作権

別紙「契約条項【委託成果品(著作権等有)】のとおり。

1 1 支払方法

契約代金は、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

12 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、 事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除 及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。 また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」 を遵守しなければならないものとする。
- (8) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、区が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、或いはセキュリティ監査等が該当する。
- (9) 受注者は、システム運用管理業務を担当する者の氏名の一覧表を提出すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、 あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (11) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (12) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。

13 環境により良い自動車利用

- (1)本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康 と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規 定に基づき、次の事項を遵守すること。
- アディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の 削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能 な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電

気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV)、ハイブリッド自動車 (HV) の総称を指す。

- (3)適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減 少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提 示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン(平成29年3月16日付改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

14 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の 上決定する。

15 担当

港区総務部総務課人権・男女平等参画係(担当 堀口) 電話(代)3578-2111 内線2014 ファクシミリ 3578-2976